

利用規則

当ホテルでは、お客様に快適にお過ごし頂くため、下記の通り利用規則を定めております。(1)から(19)の事項につきましては、ご遠慮下さるようお願い致します。ご遵守いただけない場合には、ご使用をお断りすることもございますのであらかじめご了承下さい。

記

(1)館内で備え付け以外の喫用、炊事用、プレス用器具などをご使用になること。

(2)ベッドの中など火災の原因となり易い所で、ご喫煙をなさること。

(3)高声、放歌または喧騒な行為その他で、他人に嫌悪感を与えたまゝ迷惑をおよぼしたりすること。

(4)館内に次のようなものをお持ち込みになること。

(イ)動物

(ロ)不潔または臭氣のため、他のお客様に迷惑をかけるもの

(ハ)著しく多量の物品

(ニ)火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの

(ホ)適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類

(5)館内で賭博および風紀を乱すような行為をすること。

(6)外来者を客室内に呼び入れたり、客室用の諸設備、諸物品などを使用させたりすること。

(7)館内で諸物品を販売すること。

(8)当ホテルの諸設備、諸物品をその目的以外の用途にあてること。

(9)館内の諸物品を他の場所に移動したり、館外に持出したりすること。

(10)当ホテルの建築物や諸設備に異物をとりつけたり、現状に変更を加えたりすること。

(11)建物の外観を損うような品物を窓にお掛けになること。

(12)窓から物をお投げになること。

(13)館内で他の方に広告宣伝物を配布したり、物品の販売等の行為をすること。

(14)廊下やロビーなどに所持品を放置すること。

(15)館外から飲食物の出前をおとりになること。

(16)ゆかた、スリッパ等でレストランやロビー等客室以外の館内施設をご利用になること。

(17)大浴場、室内プールへの次の方のご利用はご遠慮下さい。

(イ)多量のアルコールを飲まれた方

(ロ)皮膚疾患及び、伝染病疾患のある方

(ハ)体調不良の方

(ニ)入れ墨をされた方

(18)お預りの物品の保管は、お預りの日より1ヶ月とさせていただきます。1ヶ月過ぎたものについては、いっさいの責任を負いかねます。

(19)館内でのお忘れ物は、関係法令により管轄の警察署へ移管致します。

宿泊約款

適用範囲

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出でてください。

(1)宿泊者名

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3)宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）

(4)その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2 申込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定により料金の支払いの際に返還します。
3 第2項の申込み金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込み金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

の申込みの支払いを要しないこととする特約に応じることができます。

2 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。
申込みの支払いを求めなかった場合及び当該申込みの支払期日を指定しなかった場合は前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2)満室により客室の余裕がないとき。

(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公共の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4)宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下「暴力団」および「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

(5)宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体に属するとき。

(6)宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(7)宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（都道府県条例の規定にもとづく）

(8)宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(9)公衆に著しく迷惑を掛ける暴力的不良行為等の防止に関する条例（静岡県条例）及びその他同様の県の定める条例に該当するとき。

申込みの支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込み金の支払い期日を指定してその支払いを求める場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

当ホテルの契約解除権

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。
(2) 宿泊者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(5) 宿泊しようとするものが泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（都道府県条例の規定にもとづく）
(6) 宿泊客が、暴力団、暴力団員、またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。
(7) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体に属するとき。
(8) 宿泊客が、法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
(9) 宿泊客が、宿泊施設もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(3) 出発日及び出発予定時刻
(4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午後3時までは、………3,150円
(2) 午後9時以降は、………6,300円

利用規則の厳守

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

フロント・キャッシャー等サービス時間：

- (1) 門限……………なし
(2) フロントサービス……………24時間
(3) レストラン（リヴァージュ） 午前7：30～午前10：00
午前11：30～午後2：00
午後5：30～午後9：00
午前8：00～午後9：00
午前6：00～午前9：00
午後3：00～午後12：00
- (4) 売店
(5) 大浴場

- 2 前項の時間は、必要上やむを得ない場合には臨時に変更することができます。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、消防機関から道マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった品物又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった品物又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの、故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車の責任

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責に任じます。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の算定方法

（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

内 訳		税金の積算
宿泊客が支払うべき料金	(1)基本宿泊料（室料） (2)その他の利用料金	イ 消費税(1)+(2)×消費税率
飲食料金	(3)飲食料及びその他の利用料金	ロ 消費税(3)×消費税率

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金

（第6条第2項関係）

キャンセル日	3日前まで	2日前・前日	当 日	不連絡
キャンセル料	無 料	3,150円	6,300円	10,500円

*一室当りの違約金額です

キャンセル料のご連絡をお早めにいただくことにより多くの方にご利用いただけることを目的としてキャンセル料を設定しております。通常期間・特定期間を問わず発生時期により1室単位で計算させていただきます。